

選挙管理委員会次第

期日 令和2年9月1日(火)

午後3時から

場所 みよし市役所 特別会議室

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について(委員長報告)…………… P 1～3
(選挙人名簿の訂正について)
- (2) 専決処分について(委員長報告)…………… P 4～5
(在外選挙人名簿の登録について)
- (3) 選挙人名簿定時登録(令和2年9月)について…………… P 6～14
 - ア 定時登録資格要件…………… P 6
 - イ 選挙人名簿登録者数(9月定時登録)…………… P 7～10
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数…………… P 11～12
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P 13
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P 14

3 その他

- (1) 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に関する通知について… P 15～16
- (2) 愛知県知事解職請求について…………… P 17～21

専決第1号

選挙人名簿登録者数の訂正について

令和2年3月1日現在の選挙人名簿登録者数の訂正について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 伊豆原 要

別紙のとおり

選挙人名簿登録者数（3月定時登録）

令和2年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,564 人	23,272 人	47,836 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
12月定時登録者数	24,535 人	23,249 人	47,784 人	
登録者数	368 人	284 人	652 人	
抹消者数	339 人	261 人	600 人	
転出者	287 人	218 人	505 人	
死亡者	52 人	43 人	95 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
3月定時登録者数	24,564 人	23,272 人	47,836 人	
増減者数	+29 人	+23 人	+52 人	

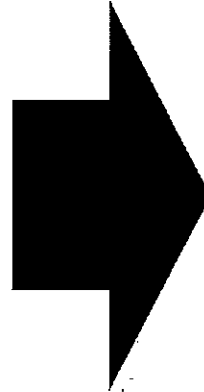
【誤】選挙人名簿登録者数（3月定時登録）

令和2年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,399人	23,167人	47,566人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
12月定時登録者数	24,535人	23,249人	47,784人	
登録者数	362人	280人	642人	
抹消者数	498人	362人	860人	
転出者	446人	319人	765人	
死亡者	52人	43人	95人	
欠格者	0人	0人	0人	
3月定時登録者数	24,399人	23,167人	47,566人	
増減者数	-136人	-82人	-218人	



【正】選挙人名簿登録者数（3月定時登録）

令和2年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,564人	23,272人	47,836人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
12月定時登録者数	24,535人	23,249人	47,784人	
登録者数	368人	284人	652人	
抹消者数	339人	261人	600人	
転出者	287人	218人	505人	
死亡者	52人	43人	95人	
欠格者	0人	0人	0人	
3月定時登録者数	24,564人	23,272人	47,836人	
増減者数	+29人	+23人	+52人	

専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

在外選挙人名簿の被登録資格の確認

氏名	確認事項 (確認書類)	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	②申請時に年齢満18年以上であること (登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	③日本国民であること (登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	④公職選挙法第111条第1項の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること (日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙住所意見照会システム」による確認)
								管轄区域内 住定日 登録申請日 総領事又は大使

選挙人名簿定時登録（令和2年9月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日（第22条）
令和2年9月1日（火）
- 2 登録日（第22条）
令和2年9月1日（火）
- 3 登録要件（第9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民であること
 - イ 年齢満18年以上である者
平成14年9月2日以前の出生者
 - (2) 住所要件（第21条及び第28条）
 - ア 令和2年6月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること（3箇月要件）
 - イ 令和2年5月1日から令和2年8月31日までの間の転出者で3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること
- 4 抹消者（第11条及び第28条）
 - (1) 令和2年4月30日以前に転出した者
 - (2) 前回の登録時において登録のあった者で、令和2年9月1日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 5 その他
「転出者」で表示される者（第27条）
令和2年5月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（9月定時登録）

令和2年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,598 人	23,314 人	47,912 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
6月定時登録者数	24,583 人	23,294 人	47,877 人	
登録者数	556 人	418 人	974 人	
抹消者数	541 人	398 人	939 人	
転出者	501 人	368 人	869 人	
死亡者	40 人	30 人	70 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
9月定時登録者数	24,598 人	23,314 人	47,912 人	
増減者数	+15 人	+20 人	+35 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,142	3,017	6,159
	北部	3,344	3,143	6,487
	南部	2,493	2,381	4,874
	西部	2,941	2,654	5,595
	天王	3,370	3,177	6,547
	三好丘	3,448	3,326	6,774
	緑丘	3,099	3,065	6,164
	黒笹	2,761	2,551	5,312
合 計		24,598	23,314	47,912
開票区数	1	投票区数	8	

前回定時登録（令和2年6月1日）からの増減表

世代別	内訳		男			女			計			
	世代	男	女	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
18歳		404	386	408	-4	404	391	-5	386	799	-9	790
19歳		404	388	421	-17	404	406	-18	388	827	-35	792
20歳		389	406	363	26	389	408	-2	406	771	24	795
21歳から25歳		1,932	1,645	1,970	-38	1,932	1,640	5	1,645	3,610	-33	3,577
26歳から30歳		1,825	1,484	1,826	-1	1,825	1,498	-14	1,484	3,324	-15	3,309
31歳から35歳		1,886	1,638	1,894	-8	1,886	1,639	-1	1,638	3,533	-9	3,524
36歳から40歳		2,039	1,749	2,061	-22	2,039	1,765	-16	1,749	3,826	-38	3,788
41歳から45歳		2,153	2,036	2,209	-56	2,153	2,076	-40	2,036	4,285	-96	4,189
46歳から50歳		2,837	2,844	2,801	36	2,837	2,813	31	2,844	5,614	67	5,681
51歳から55歳		2,527	2,233	2,482	45	2,527	2,216	17	2,233	4,698	62	4,760
56歳から60歳		1,922	1,631	1,889	33	1,922	1,611	20	1,631	3,500	53	3,553
61歳から65歳		1,377	1,255	1,387	-10	1,377	1,240	15	1,255	2,627	5	2,632
66歳から70歳		1,322	1,334	1,350	-28	1,322	1,371	-37	1,334	2,721	-65	2,656
71歳から75歳		1,395	1,605	1,367	28	1,395	1,577	28	1,605	2,944	56	3,000
76歳から80歳		1,182	1,279	1,174	8	1,182	1,256	23	1,279	2,430	31	2,461
81歳以上		1,004	1,401	981	23	1,004	1,387	14	1,401	2,368	37	2,405
合計		24,598	23,314	24,583	15	24,598	23,294	20	23,314	47,877	35	47,912

みよし市

前回定時登録(令和2年6月1日)と

今回定時登録(令和2年9月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
三好	3,135	+7	3,142	3,020	-3	3,017	6,155	+4	6,159
北部	3,332	+12	3,344	3,138	+5	3,143	6,470	+17	6,487
南部	2,497	-4	2,493	2,367	+14	2,381	4,864	+10	4,874
西部	2,935	+6	2,941	2,662	-8	2,654	5,597	-2	5,595
天王	3,357	+13	3,370	3,158	+19	3,177	6,515	+32	6,547
三好丘	3,435	+13	3,448	3,331	-5	3,326	6,766	+8	6,774
緑丘	3,125	-26	3,099	3,083	-18	3,065	6,208	-44	6,164
黒笹	2,767	-6	2,761	2,535	+16	2,551	5,302	+10	5,312
合計	24,583	+15	24,598	23,294	+20	23,314	47,877	+35	47,912

在外選挙人名簿登録者数

令和2年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	46 人	21 人	67 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
6月定時登録者数	47 人	22 人	69 人	
登録者数	1 人	1 人	2 人	
抹消者数	2 人	2 人	4 人	
9月定時登録者数	46 人	21 人	67 人	
増減者数	-1 人	-1 人	-2 人	

付表

(単位：人)

地域	經由領事館の名称		内訳		
	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	1人	0人	1人
	在シンガポール日本国大使	シンガポール共和国、インドネシア共和国	2人	1人	3人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	1人	0人	1人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	3人	0人	3人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在上海日本国総領事	中華人民共和国	3人	0人	3人
	在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在ベトナム日本国大使	ベトナム社会主義共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務	中華人民共和国	1人	0人	1人
	小計		15人	4人	19人
大洋州	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦	1人	1人	2人
	小計		1人	1人	2人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	0人	2人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	5人	1人	6人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2人	1人	3人
小計		17人	11人	28人	
中南米	在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン共和国	1人	0人	1人
	在パナマ日本国大使	パナマ共和国	1人	0人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
小計		6人	2人	8人	
欧州	在スペイン日本国大使	スペイン	0人	1人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	3人	1人	4人
	在マルセイユ日本国総領事	フランス共和国	1人	0人	1人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
小計		6人	3人	9人	
中東	在イスタンブール日本国総領事	トルコ共和国	1人	0人	1人
	小計		1人	0人	1人
合計			66人	24人	90人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、959である。

令和2年9月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,912人 \div 50 = 958.24 \\ \approx 959 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回（令和2年6月1日）

※ 登録者数

$$47,877人 \div 50 = 951.32 \\ \approx 952 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,971である。

令和2年9月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,912人 \div 3 = 15,970.66\dots \\ \approx 15,971 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回（令和2年6月1日）

※ 登録者数

$$47,877人 \div 3 = 15,959$$



2 月 選 第 日

令 和 2 年 9 月 日

みよし市議会議長 藤 川 仁 司 様

みよし市選挙管理委員会

委員長 伊豆原 要

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）

令和2年12月25日をもって選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了するので、
地方自治法第182条第8項の規定により通知します。

担 当 書記（鈴木正康）

内 線 5 6 0 4



2 次選第 日

令和 2 年 9 月 日

みよし市長 小野田 賢 治 様

みよし市選挙管理委員会

委員長 伊豆原 要

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）

令和 2 年 1 2 月 2 5 日をもって選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了するので、
地方自治法第 1 8 2 条第 8 項の規定により通知します。

担 当 書記（鈴木正康）

内 線 5 6 0 4



2 選 第 1 1 3 号
令和 2 年 8 月 2 5 日

各市町村選挙管理委員会書記長
殿
県選挙管理委員会新城設楽事務所長

愛知県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

愛知県知事解職請求代表者証明書の交付について (通知)

本日、地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 91 条第 2 項の規定に基づき、愛知県知事解職請求代表者証明書を交付するとともに、別添のとおり告示しました。

市区町村選挙管理委員会は、この直接請求に係る署名審査、署名簿の縦覧等、法令に定める所定の事務を行うこととなりますので、下記事項に御留意の上、適切な事務処理をお願いします。

なお、名古屋市選挙管理委員会は、このことを管内区選挙管理委員会に通知してください。

記

1 知事の解職を求める直接請求に必要な署名数(以下「法定署名数」という。)は、選挙権を有する者(選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数で、署名審査の終了時の直前に県選挙管理委員会が告示した数である(地方自治法第 81 条第 1 項及び同条第 2 項で準用する同法第 74 条第 5 項)。

なお、現時点では 865,748 人(令和 2 年 6 月 19 日愛知県選挙管理委員会告示第 17 号)であること。

2 署名収集の方法は、請求代表者又はその委任を受けた者(以下「受任者」という。)が選挙権を有する者に対して、署名簿に署名(盲人が点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)をし印を押すことを求めることであり、請求代表者は県の区域内の選挙権を有する者について、受任者はその者の属する市区町村の区域内の選挙権を有する者について、それぞれ行うことができるものであること(地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 92 条第 1 項及び第 2 項)。

3 署名簿は、市区町村ごとに作製され、所定の様式で調製されなければならないこと(地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 93 条)。

また、署名簿は、解職請求書又はその写し及び解職請求代表者証明書又はその写しを付するものとされ、受任者が署名収集する場合はこれらに加えて委任状の原本を付するものとされていること(地方自治法施行令第 116 条で準

用する同令第92条第1項及び第2項)。

- 4 署名収集ができる期間(以下「署名収集期間」という。)は、原則として解職請求代表者証明書を交付した旨を告示した日の翌日から起算して2か月以内であるが、選挙が行われる区域内においては、一定の期間、署名を求めることはできないことから、当該期間を除き、62日以内とされていること(地方自治法施行令第116条で準用する同令第92条第3項及び第4項)。

したがって、現時点での署名収集期間は、次のとおりであること。

団体名等	署名収集期間
選挙を執行しない市区町村	令和2年8月26日(水)から令和2年10月25日(日)まで
知立市	令和2年8月26日(水)から令和2年10月23日(金)まで 令和2年11月30日(月)から令和2年12月2日(水)まで
豊山町	令和2年8月26日(水)から令和2年9月19日(土)まで 令和2年11月2日(月)から令和2年12月8日(火)まで
稲沢市	令和2年8月26日(水)から令和2年10月3日(土)まで 令和2年11月23日(月)から令和2年12月15日(火)まで
豊橋市	令和2年8月26日(水)から令和2年9月16日(水)まで 令和2年11月9日(月)から令和2年12月18日(金)まで
岡崎市	令和2年10月19日(月)から令和2年12月19日(土)まで

※1 上記の期間は、選挙を行う団体における選挙が有投票である場合のものであり、当該選挙が無投票となった場合、署名収集の開始(再開)の日は投票を行わない旨の告示の日の翌日からとなることに注意すること。

※2 解職請求代表者証明書の交付後であれば、8月25日においても署名収集が可能であること。

- 5 署名簿は、署名審査のため、市区町村ごとに署名収集期間が満了する日の翌日から起算して10日を経過する日までに、市区町村選挙管理委員会に対して仮提出されなければならないが、県の区域の全部について署名収集期間が満了する日の翌日から起算して10日以内に本提出(仮提出された署名簿については、本提出する旨の申出をいう。以下同じ。)されなければならないこと(地方自治法施行令第116条で準用する同令第93条の2第1項及び第2項並びに第94条第1項)。

したがって、仮提出の期限は、次のとおりであること。

団体名等	仮提出期限
選挙を執行しない市区町村	令和2年11月4日(水)まで
知立市	令和2年12月12日(土)まで
豊山町	令和2年12月18日(金)まで

稲 沢 市	令和 2 年12月25日（金）まで
豊 橋 市	令和 2 年12月28日（月）まで
岡 崎 市	令和 2 年12月29日（火）まで（本提出期限）

なお、仮提出又は本提出の期限前であっても、法定署名数以上の署名を収集したときは、本提出できるものであること（地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 94 条第 1 項）。

- 6 前記 4 及び 5 に記載した期間及び期限については、今後県内の市区町村において選挙を行うべき事由が生じた場合、異動するものであること。

なお、市町村選挙管理委員会にあつては、その管理する選挙について、署名簿の本提出の期限が到来するまでの間に選挙を行うべき事由が生じた場合、その旨を告示し（地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 92 条第 5 項）、直ちに県選挙管理委員会に報告するものとし、選挙執行届出書は選挙日程等を決定した後、提出すること。

- 7 市区町村選挙管理委員会が署名審査を行う期間は、請求代表者から署名簿の本提出があつた日の翌日から起算して 20 日目に当たる日までであること（地方自治法第 81 条第 2 項で準用する同法第 74 条の 2 第 1 項）。

- 8 署名簿の縦覧は、市区町村選挙管理委員会が署名審査を終了した日の翌日から起算して 7 日間、市区町村選挙管理委員会が指定した場所において行うこととなるので、縦覧の期間及び場所をあらかじめ告示し、かつ、公表すること（地方自治法第 81 条第 2 項で準用する同法第 74 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

- 9 署名審査に要する経費については、審査署名数等に応じて、県から交付するものであること。

- 10 請求代表者について、選挙人名簿に表示をした場合又は選挙人名簿から抹消した場合は、直ちに県選挙管理委員会に電話で一報の上、書面（様式任意）により報告すること。

担当 天野、有田

電話 052-954-6069（ダイヤルイン）



愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

選挙管理委員会告示

○愛知県知事解職請求代表者証明書の交付

第23号

(選挙管理委員会事務局)

1

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第116条において準用する同令第91条第2項の規定に基づき、次の者に対して令和2年8月25日愛知県知事大村秀章解職請求代表者証明書を交付した。

令和2年8月25日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

住 所	氏 名
名古屋市千種区唐山町2丁目37番地の5	高須 克彌
名古屋市名東区亀の井三丁目29番地 セリニティー社209号	田中 孝博
名古屋市瑞穂区春山町10番地の6	石原 忠正
豊田市若林西町塚本91番地1	鈴木美由紀
岡崎市真福寺町字西谷53番地	小野 雅彦
刈谷市広小路7丁目1番地1 モアグレース刈谷広小路301号	鈴木 光春
名古屋市中区栄三丁目11番5号 栄マンションN棟1003号	読谷山朝教
名古屋市東区矢田四丁目21番104号	戸田奈津子
名古屋市東区古出来一丁目3番3号 ラ・プラス古出来405号	吉田 早希
岡崎市上衣文町字一ノ木33番地6	青山 剛大
西尾市羽塚町寅山30番地3	久恒 治人
名古屋市中区橘一丁目7番21号-2	藤澤 豊治
名古屋市中区松原三丁目2番30号 宝マンション松原1105号	仲井 達哉
名古屋市中村区猪之越町1丁目4番17号	中野 雅司
名古屋市西区上小田井一丁目328番地	岡田 貴
名古屋市西区菊井二丁目19番18号	河田 秀夫
名古屋市西区新道一丁目3番2号	高木 伸一
名古屋市西区南堀越一丁目15番29号	佐橋 雅元
名古屋市守山区四軒家二丁目461番地	鈴木 雅美
名古屋市北区八代町1丁目52番地の1 コーポ定永302号	服部 哲昌
北名古屋市鹿田清水27番地1 シャンポール師勝101号	犬飼 英登
西尾市一色町松木島中切134番地1	山下 智子
春日井市勝川町西4丁目27番地2	後藤 美訓
高浜市神明町六丁目3番地64 フラワリー高浜Ⅲ307	天木 郁子



豊田市田中町4丁目4番地1 パンペール田中町402号	伊藤 幸男
田原市六連町中郷中40番地	河合 正仁
豊田市双美町1丁目19番地	園部 戦三
常滑市神明町三丁目25番地	伊藤 直
常滑市小鈴谷字梶田70番地の1	山田 豪
名古屋市北区中切町1丁目66番地	原 邦芳
豊田市千足町10丁目34番地	原田 隆司
西尾市桜町5丁目11番地3	太田嘉代子
西尾市寺津町飛越34番地2	齋藤 保夫
西尾市伊文町22番地	高須 基雄
名古屋市千種区萱場二丁目11番7号	鶴飼 幸孝
名古屋市中川区松葉町1丁目50番地	渡邊美智代
津島市宇治町字茶ノ里199番地	富田喜代治